

確定申告の準備をお願いします

- ◆会場：神林保健センター 1階
- ◆時間：午前9時～11時30分 午後1時～4時
- ◆集落指定日：下表の日程表を参照してください。都合により指定日に申告できない人は、期間中の都合の良い日においでください。

神林支所事前相談会のご案内

2月13日(火)～2月15日(水)神林保健センター1階で、市・県民税申告と所得税還付申告を受付けます。時間は、午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時です。所得税は還付申告に限りますので、それ以外の人は、2月16日(木)～3月15日(水)までの確定申告期間中においでください。

月 日	午 前	午 後
2月16日(金)	宿 田	
2月19日(月)	松 沢	
2月20日(火)	湯ノ沢	葛籠山
2月21日(水)	川 部	小岩内
2月22日(木)	平 林	
2月23日(金)	九日市 高御堂	今 宿 湊 端
2月26日(月)	牧 目	
2月27日(火)	新飯田 大 塚	小口川
2月28日(水)	南田中 岩船駅前	南田中 松喜和
3月1日(木)	殿 岡	小 出

月 日	午 前	午 後
3月2日(金)	飯 岡 南大平	飯 岡 河 内
3月5日(月)	桃 川	
3月6日(火)	山 田 岩野沢	山 田
3月7日(水)	有 明	
3月8日(木)	指 合	
3月9日(金)	牛 屋	
3月12日(月)	福 田	
3月13日(火)	塩谷(1～5区)・北新保	
3月14日(水)	塩谷(6～8区) 長 松	塩谷(6～8区) 赤 松
3月15日(木)	期間中に申告しなかった方	

神納東地区の申告相談（里本庄、山屋、上助測、下助測、志田平、七湊）

	事前申告（市・県民税申告と所得税還付申告）	申告相談（市・県民税申告と所得税申告）
会場	市役所本庁4階大会議室	市役所本庁4階大会議室
日程	2月6日(火)～2月15日(水)（土日祝を除く）	2月16日(木)～3月15日(水)（土日を除く）
時間	午前9時～11時30分 午後1時～4時	午前9時～11時30分 午後1時～4時

※神納東地区の方には本庁で申告相談をしていただいておりますが、神林支所での申告相談を希望される場合は、支所の期間中で都合の良い日においでください。

○申告が必要な人

①市・県民税申告または所得税の確定申告が必要な人

- ・営業、農業、不動産などの所得がある人。田畑を貸して米や現金をもらっている人
- ・給与または年金の源泉徴収票の内容に変更がある人および控除を追加する人
- ・給与の年末調整を受けていない人
- ・給与、年金のほかに所得がある人（内職、外交員など）

②収入がないまたは収入が遺族年金などの非課税収入のみでも、市・県民税申告が必要な人

- ・住宅に関する控除、子ども、扶養の目的で学校などへ所得課税証明書の提出が必要な人
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要な人
- ・各種免除・各種助成を申請する人、各種福祉サービスの利用者や各種年金を受給している人または申請を予定している人

○市役所（本庁・各支所・各連絡所）で申告する場合の注意事項

- ・青色申告の人、分離課税申告の人（土地や家屋などの譲渡、株式の売買）、先物取引、本年初めて住宅ローン控除を申請する人は税務署で申告をしてください。市役所本庁・各支所・各連絡所では受け付けできません。
- ・収支内訳書（農業、営業、不動産）の作成は必ず事前に行い、源泉徴収票、各種証明書と併せて、当日持参してください。
- ・各種集計された資料がない場合、会場で作成していただき、再度お待ちいただきますのでご了承ください。（場合によっては、控除対象から除外させていただく場合もあります。）

●問い合わせ 神林支所地域振興課市民生活室（税務担当） ☎66-6112